

# 小平市議会定例会一般質問通告書

**質問件名** 事業の精査と見直しには市民の意見を反映し、廃止された災害救助事業の復活を

**質問要旨** 小平消防署監修の「消防こだいら」令和5年11月発行号には、「小平市では、今年火災が多く発生しています」と記載され、小平消防署のホームページでは、今年11月14日現在で、市内の火災件数は45件、焼損傷床面積は805㎡で令和4年の約4.4倍、死者数は昨年の0人に対して今年には既に4人となっています。そんななか、小平市は事業の精査と見直しにより、今年度から災害救助事業を廃止し、全焼・全壊1世帯につき5万円以内、半焼・半壊1世帯につき3万円以内、死亡1人につき5万円以内、の見舞金、弔慰金の支給を廃止しました。この経緯と妥当性、および復活できないかについて質問します。

1. 事業の精査と見直し(経営方針推進プログラムNo.8)仕分け提案への対応・進捗状況【令和4年度実績】には、「対象者も例年少数で、支給金額としては市民の福祉及び生活の安定に向けた効果は限定的であることから、見舞金を廃止する」と記載されています。見舞金、弔慰金の対象者数が少数であることを主な理由としてそれらを廃止することが適切な判断といえるのでしょうか。
2. 上記の進捗状況には、関係団体との調整を行ったと記載されているが、関係団体とはどこですか。
3. 事業見直しシート34災害救助事業には、「近隣では実施していない市も少数あり」とされているが、多摩26市での災害救助事業の実施状況をお教えてください。
4. 同事業見直しシートには、「その他の各種支援制度が引き続き利用できれば、見直しを行うことの市民への影響も大きくない。」と記載されています。「社会福祉協議会においても、同趣旨の災害援助見舞金(最高1万円)を支給している。」とありますが、その支給状況をお教えてください。また、その他にも支援制度はありますか。
5. 同事業見直しシートには、「見舞いの意を示すためには別の方法も考えられ、」と記載されていますが、別の方法の検討状況をお教えてください。
6. 災害救助事業は復活させるべきではないでしょうか。そうするにはどのような手続きが必要ですか。
7. 経営方針推進プログラムNo.1幅広い市民意見の収集では、自治基本条例に基づいて策定された市民参加の推進に関する指針に言及し、行政サービスを広く公平に提供するため、広範な市民意見の聴取が必要としています。同指針では、市民参加の方法として、市民生活に重大な影響を及ぼす施策又は制度の導入又は改廃にあたっては、市民意見公募手続での意見聴取を経て、決定していくパターンを基本とし、施策や制度の性格等に応じて、市民意見交換会やワークショップ等の市民参加の手法等を活用するとしています。事業の精査と見直しは、市民生活に重大な影響を及ぼすものではないのでしょうか。
8. 千葉県館山市が今年9月に行った事業仕分けは、外部有識者などによる仕分け人と、市担当課の質疑を無作為抽出等で選ばれた10代～70代の市民判定人98人が聞き、「不要・凍結」、「要改善」、「現行通り・拡充」の判定を行うものでした。このような市民判定人方式の導入など、事業の精査と見直しには市民の意見を反映させるべきではないでしょうか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和 5年 11月16日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 水口 かずえ